

第一項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で
製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者があ
る場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条
の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たば
こにあつては、附則第四十七条第四項の規定により計算したたばこ税の
課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを
所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは
、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該
製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみ
なして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十一項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「令和三年十一月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、「附則第二十条第三項」とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「令和四年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第十一項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十一項」と読み替えるものとする。

13
省略

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第五十五条 第十三条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。)第四条の二(非居住者である外国居住者等(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下第三項まで及び第六項において同じ。)の所得税に係る部分に限る。)の規定は、非居住者である外国居住者等の令和元年分以後の所得税又は非居住者である外国居住者等が平成三十一年一月一日以後に支払

11 七項中「第一項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。
平成三十三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外

平成三十三年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第四項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十一項」と、「平成三十年十月三十一日」とあるのは「平成三十一年十一月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、「附則第二十六条第三項」とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四項中「二十三条第三項」とあるのは「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十四年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第十一項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十一項」と読み替えるものとす

13
S
19
同上

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十五条 第十三条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下この条において「新外国居住者等所得相互免除法」という。）第四条の二（非居住者である外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下第三項まで及び第六項において同じ。）の所得税に係る部分に限る。）の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は非居住者である外国居住者等が同年一月一日以後に支払を受ける法律の一部改正に伴う経過措置

13
S
19
同上

を受けるべき所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2-4 省略

5 新外国居住者等所得相互免除法第七条第一項及び第二項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日以後に当該外国居住者等が支払を受けるべき新対象事業所得に係る令和元年分以後の所得税若しくは同日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第七項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧対象事業所得（これらの規定に規定する外國居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日前に当該外国居住者等が支払を受けるべき旧対象事業所得に係る平成三十年分以前の所得税若しくは同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6 新外国居住者等所得相互免除法第七条第二十一項から第二十三項まで、第十条第一項、第三十一条第二項及び第四項並びに第三十七条第一項の規定は、非居住者である外国居住者等の令和元年分以後の所得税又は外国法人である外国居住者等の平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、非居住者である外国居住者等の平成三十年分以前の所得税又は外国法人である外国居住者等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7 新外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項から第三項までの規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る令和元年分以後の所得税につ

けるべき所得税法第二百十二条第一項に規定する国内源泉所得について適用する。

2-4 同上

5 新外国居住者等所得相互免除法第七条第一項及び第二項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき新対象事業所得（これらの規定に規定する外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日以後に当該外国居住者等が支払を受けるべき新対象事業所得に係る同年分以後の所得税若しくは同日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（第七項において「旧外国居住者等所得相互免除法」という。）第七条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき、若しくは同条第二項に規定する外国居住者等が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧対象事業所得（これらの規定に規定する外國居住者等の所得として取り扱われるものをいう。以下この項において同じ。）又は同日前に当該外国居住者等が支払を受けるべき旧対象事業所得に係る平成三十年分以前の所得税若しくは同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6 新外国居住者等所得相互免除法第七条第二十一項から第二十三項まで、第十条第一項、第三十一条第二項及び第四項並びに第三十七条第一項の規定は、非居住者である外国居住者等の平成三十一年分以後の所得税又は外国法人である外国居住者等の同年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、非居住者である外国居住者等の平成三十年分以前の所得税又は外国法人である外国居住者等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7 新外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項から第三項までの規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日以後に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る同年分以後の所得税につ

いて適用し、同日前に旧外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日前に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十六条 第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三条第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一般利子等について適用する。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第八条の二第五項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十八条 新租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用

適用し、同日前に旧外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第三項に規定する船舶等に係る外国居住者等対象報酬又は同日前に同条第一項に規定する外国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する報酬若しくは同条第二項に規定する外国居住者等対象報酬に係る平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十六条 第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三条第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一般利子等について適用する。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第八条の二第五項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十八条 新租税特別措置法第八条の四第三項第四号の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成三十二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について

し、旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して令和二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第九条の六の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当について適用する。

2 新租税特別措置法第九条の六の二の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する投資法人の同項に規定する配当等について適用する。

3 新租税特別措置法第九条の六の三の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる特定目的信託の剩余额の配当について適用する。

4 新租税特別措置法第九条の六の四の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定投資信託の剩余额の配当について適用する。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第二項の認定を受けた個人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定

適用し、旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第九条の六の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当について適用する。

2 新租税特別措置法第九条の六の二の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する投資法人の同項に規定する配当等について適用する。

3 新租税特別措置法第九条の六の三の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる特定目的信託の剩余额の配当について適用する。

4 新租税特別措置法第九条の六の四の規定は、平成三十二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定投資信託の剩余额の配当について適用する。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第二項の認定を受けた個人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定

の例による。

2 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（令和二年分に限る。）の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が令和二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない場合であつて、同日の三月前日の日が、当該帳簿書類に係る同法第七条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は同法第八条第二項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合は、新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号中「その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の規定により読み替えられた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から令和二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、「同法第二条第三号」とあるのは「同号」とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「令和二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、同法第六条第一項及び第五项第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

なお従前の例による。

2 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（平成三十二年分に限る。）の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が平成三十二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない場合であつて、同日の三月前日の日が、当該帳簿書類に係る同法第七条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は同法第八条第二項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合には、新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号中「その年ににおける前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の規定により読み替えられた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、「同法第二条第三号」とあるのは「同号」とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「平成三十二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、同法第六条第一項及び第五项第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第四十一条の二の二第四項から第六項まで及び第九項(これらの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和二年十月一日以後に提出する新租税特別措置法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、令和二年分以後の所得税について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用する。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第一項の規定により読み替えられた新所得税法第三十五条第四項の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第一項の規定により読み替えられた新所得税法第三十五条第四項の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

2 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第三項の規定により読み替えられた新所得税法第六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、令和二年一月一日以後に支払うべき所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき年金については、なお従前の例による。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第二十七条の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第四十一条の二の二第四項から第六項まで及び第九項(これらの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成三十二年十月一日以後に提出する新租税特別措置法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、令和二年分以後の所得税について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

2 新租税特別措置法第四十一条の十五の三第三項の規定により読み替えられた新所得税法第六十九条第三号及び第二百十三条第一項第一号イの規定は、平成三十二年一月一日以後に支払うべき所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

(非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する
経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が令和元年以後の各年において有することとなる当該非居住者に係る同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得又は同条第一項の外国法人が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が平成三十年以前の各年において有することとなつた所得税法第一百六十二条第一項に規定する国内源泉所得又は旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき所得税法第一百六十二条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 省略

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、令和三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第八十七条 省略

2 施行日から令和元年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の四第十二項(新租税特別措置法第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項、第四十二条の十二の五第七項若しくは第四十二条の十二の六第六項の規定又は附則第八十九条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新

(非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する
経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、同条第一項の非居住者が平成三十一年以後の各年において有することとなる当該非居住者に係る同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得又は同条第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき所得税法第一百六十二条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 同上

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、平成三十一年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第八十七条 同上

2 施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の四第十二項(新租税特別措置法第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十項、第四十二条の十二的二第三項、第四十二条的十二的三第十項、第四十二条的十二的四第十項、第四十二条的十二的五第七項若しくは第四十二条的十二的六第六項の規定又は附則第八十九条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新

租税特別措置法第四十二条の四第十二項中「同法第七十条の二又は第四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とする。

3 省略

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条 省略

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の五の二第六項」又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第二項」とする。

4 省略

5 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定を準用する。この場合において、同項中「及び第五項」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」と読み替えるものとする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十八条 省略

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十八条 同上

、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項中「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とする。

3 同上

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条 同上

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項」又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第二項」とする。

4 同上

5 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定を準用する。この場合において、同項中「及び第五項」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」と読み替えるものとする。

3 施行日から令和元年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

4 4 6 省 略

7 施行日から令和元年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

8 省 略

(特定目的会社に係る課税の特例等に関する経過措置)

第九十九条 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の特定目的会社の同項の利益の配当の額については、なお従前の例による。

2 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の投資法人の同項の配当等の額については、なお従前の例による。

3 施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

4 4 6 同 上

7 施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

8 同 上

(特定目的会社に係る課税の特例等に関する経過措置)

第九十九条 平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の特定目的会社の同項の利益の配当の額については、なお従前の例による。

2 平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の投資法人の同項の配当等の額については、なお従前の例による。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例等に関する経過措置)

第一百一一条 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第四項の特定目的信託に係る同項の利益の分配の額については、

、なお従前の例による。

2 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第四項の特定投資信託に係る同項の収益の分配の額については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置）

第一百二十二条 新租税特別措置法第六十八条の四の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百三条 省略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における租税特別措置法第六十八条の九第十三項(同法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第七項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五の五第十一項、第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の二第七項の規定又は附則第五条第二項若しくは第六十八条の三第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十八条の九第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

よる。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例等に関する経過措置)

第一百一一条 平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第四項の特定目的信託に係る同項の利益の分配の額については、なお従前の例による。

2 平成三十二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第四項の特定投資信託に係る同項の収益の分配の額については、なお従前の例による。

（租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置）

第一百二十二条 新租税特別措置法第六十八条の四の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百三条 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の九第十三項(新租税特別措置法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第八項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十一項、第六十八条の十五的三第八項、第六十八条の十五的七第七項の規定又は附則第五条第二項若しくは第六十八条の三第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別
償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百五条 省略

2 省略

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の六の二第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七五号）附則第百五条第二項」とする。

4・5 省略

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別
控除等に関する経過措置)

第一百六条 省略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項（新租税特別措置法第六十八条の十三第十項、第六十八条の十五の四第十三項若しくは第六十八条の十五の五第十三項又は前条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項第三号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等に関する経過
措置)

第一百十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項（新租税特別措置法第六十八条の六十八第十三項又は第六十八条の六十九第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別
償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百五条 同上

2 同上

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七五号）附則第百五条第二項」とする。

4・5 同上

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別
控除等に関する経過措置)

第一百六条 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項（新租税特別措置法第六十八条の十三第十項、第六十八条の十五の四第十三項若しくは第六十八条の十五の五第十三項又は前条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の十一第十三項第三号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等に関する経過
措置)

第一百十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項（新租税特別措置法第六十八条の六十八第十三項又は第六十八条の六十九第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
別措置法第六十八条の六十七第六項第四号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
第百五十五条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項後段の規定は、令和二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類について適用する。

(連結法人の国外関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第百六十六条 省略

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
第百五十五条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項後段の規定は、平成三十二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類について適用する。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第百六十六条 同上

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
第百五十五条 新租税特別措置法第六十八条の九十一の規定の適用については、同条第七項中「同法第八十一条の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあり、及び同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは、「同法」とする。

456 省略

(連結法人が租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置)
第百七十七条 新租税特別措置法第六十八条の百十二の規定は、連結親法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

(連結法人が租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方法人税の申告の特例に関する経過措置)
第百七十七条 新租税特別措置法第六十八条の百十二の規定は、連結親法人の平成三十二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方法人税について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第一百八十八条 省略

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第一百八十八条 同上

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)
税特別措置法第六十八条の六十七第六項第四号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

2 個人が施行日から令和二年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに、施行日の前日において当該相続又は遺贈があつたものとした場合に旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（同条第三項第二号に規定する特定居住用宅地等のうち同号口に掲げる要件を満たすものに限る。）に該当することとなる宅地等（以下この項及び次項において「経過措置対象宅地等」という。）がある場合には、当該経過措置対象宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「要件のいづれか」とあるのは、「要件（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第二項に規定する経過措置対象宅地等にあつては、同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第十九条の四第三項第二号口に掲げる要件を含む。）のいづれか」とする。

3 個人が令和二年四月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、同年三月三十一日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に当該相続又は遺贈があつたときは、当該相続又は遺贈に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号イに規定する申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときに限り、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は同項第二号イに掲げる要件を満たす親族とそれのみとして、同条第一項の規定を適用する。

4 施行日から令和三年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第四号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十年四月一日以後」とする。

5 27 省 略

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第一百二十条 省 略

2 令和二年十月一日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類）

2 個人が施行日から平成三十二年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに、施行日の前日において当該相続又は遺贈があつたものとした場合に旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等（同条第三項第二号に規定する特定居住用宅地等のうち同号口に掲げる要件を満たすものに限る。）に該当することとなる宅地等（以下この項及び次項において「経過措置対象宅地等」という。）がある場合には、当該経過措置対象宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「要件のいづれか」とあるのは、「要件（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第二項に規定する経過措置対象宅地等にあつては、同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第十九条の四第三項第二号口に掲げる要件を含む。）のいづれか」とする。

3 個人が平成三十二年四月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産のうちに経過措置対象宅地等がある場合において、同年三月三十一日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に当該相続又は遺贈があつたときは、当該相続又は遺贈に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号イに規定する申告期限までに当該個人が当該建物を自己の居住の用に供したときに限り、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は同項第二号イに掲げる要件を満たす親族とそれのみとして、同条第一項の規定を適用する。

4 施行日から平成三十三年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする宅地等に係る新租税特別措置法第六十九条の四第三項第四号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十年四月一日以後」とする。

5 27 同 上

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第一百二十条 同 上

2 平成三十二年十月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この項及び附則第一百二十五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この項及び附則第一百二十五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び次条」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えられる酒税法第三条第三号ハ」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

三百二十一 条 省略

令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十二条 第十六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第四条第二項（新国外送金

性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この項及び附則第一百二十五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この項及び附則第一百二十五条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項及び次条」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えられる酒税法第三条第三号ハ」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

三百二十一 条 同上

平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十二条 第十六条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第四条第二項（新国外送金

等調書法第四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、令和三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び新国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「旧国外送金等調書法」という。)第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百二十三条 第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一 部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置)

第一百二十四条 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における第十
八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律
の臨時特例に関する法律(以下この条及び次条において「新震災特例法
」といふ。)第十七条の二第十一項及び第十三項(これらの規定を新震
災特例法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十七
条の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項にお
いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、新震災特例法第
十七条の二第十一項中「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の三に
定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人
税法税額控除規定による控除(内国法人(同法第二条第三号に規定する
内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有
するものを含む。)にあっては、同法第七十条の二に定める順序による
法人税法税額控除規定による控除)」と、同条第十三項中「「同法第七
十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七

等調書法第四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、平成三十三年一月一日以後に提出すべき新国外送金等調書法第四条第一項に規定する国外送金等調書及び新国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書について適用し、同日前に提出すべき第十六条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「旧国外送金等調書法」という。)第四条第一項に規定する国外送金等調書及び旧国外送金等調書法第四条の三第一項に規定する国外証券移管等調書については、なお従前の例による。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正に伴う経 過措置)

第一百二十三条 第十七条の規定による改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第四項の規定は、法人の平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一 部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置)

第一百二十四条 施行日から平成三十一年十二月三十一日までの間における第
十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律(以下この条及び次条において「新震災特
例法」といふ。)第十七条の二第十一項及び第十三項(これらの規定を新
震災特例法第十七条の二の二第八項、第十七条の二の三第八項、第十
七条の三第五項、第十七条の三の二第四項又は第十七条の三の三第四項にお
いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、新震災特例法第
十七条の二第十一項中「同法第七十条の二又は第一百四十四条の二の二の
三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは「法人
税法税額控除規定による控除(内国法人(同法第二条第三号に規定する
内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有
するものを含む。)にあっては、同法第七十条の二に定める順序による
法人税法税額控除規定による控除)」と、同条第十三項中「「同法第七
十条の二又は第一百四十四条の二の三」とあるのは「同法第六十六条の七

第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とあるのは、「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二に定める順序により租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定による控除」とする。

2 新震災特例法第二十二条の二の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3 連結法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における新震災特例法第二十五条の二第十三項（新震災特例法第二十五条の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の二第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

4 新震災特例法第三十条の二の規定は、連結親法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一 部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第一百二十五条 令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第七項」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一
十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税

の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除（内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で国内に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあっては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」と、「租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定に」とあるのは、「同法第六十六条の七第七項及び第六十六条の九の三第七項並びに法人税法第七十条の二に定める順序により租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第四項の規定並びに法人税法税額控除規定による控除」とする。

2 新震災特例法第二十二条の二の規定は、法人の平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

3 連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新震災特例法第二十五条の二第十三項（新震災特例法第二十五条の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新震災特例法第二十五条の二第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

4 新震災特例法第三十条の二の規定は、連結親法人の平成三十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一 部改正に伴う酒税の特例に関する経過措置）

第一百二十五条 平成三十二年十月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類に該当するものを除く。以下この条において同じ。）並びに発泡酒並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等（新震災特例法第四十三条の二第一項に規定する清酒等をいう。以下この条において同じ。）に係る新震災特例法第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第二十三条並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税

部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び第八十七条の二と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号及び租税特別措置法第八十七条第一項」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対しても令和二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2・3 省略

平成三十年十	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略				
省略				
省略				

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十一条 平成三十年十月一日から令和三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後的一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第一百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項において「新特別措置法」という。）第二十八条第二項から第四項まで、第六項及び第十項の規定は、新租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対しても平成三十二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2・3 同上

平成三十年十	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上				
同上				
同上				

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百三十一条 平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日までの間における前条の規定による改正後的一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律（以下この条において「新特別措置法」という。）の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる新特別措置法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

日 まで	令 和 二 年 十 月 三 十 日 か ら 令 和 三 年 九 月 三 十 日 ま で	令 和 二 年 十 月 三 十 日 か ら 令 和 三 年 九 月 三 十 日 ま で	省 略	月 一 日 か ら 令 和 二 年 九 月 三 十 日 ま で										
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

で 九 月 三 十 日 ま で	平 成 三 十三 年	平 成 三 十二 年	平 成 三 十一 年	平 成 三 十 年	平 成 三 九 年	平 成 三 八 年	平 成 三 七 年	平 成 三 六 年	平 成 三 五 年	平 成 三 四 年	平 成 三 三 年	平 成 三 二 年	平 成 三 一 年	月 三 十 日 ま で
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	月 一 日 か ら 平
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	成 三 十二 年 九 月 三十 日 ま で

前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から令和元年九月三十日までの間ににおける紙巻たばこ三級品に対する新特別措置法第十条第二項、第十一項、第十二条第二項第一号、第十四条第一項、第十六条第三項及び第十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

省略					省略	
省略						
省略						

前項の規定にかかわらず、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までの間ににおける紙巻たばこ三級品に対する新特別措置法第十条第二項、第十一項、第十二条第二項第一号、第十四条第一項、第十六条第三項及び第十七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「千分の百八」とあるのは「千分の百三十四」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の八百六十六」とする。

同上					同上	
同上						
同上						